

事情説明書(婚姻費用分担)(申立人用)

この書類は、申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。あてはまる事項にチェックをつけ(いくつでも可)、空欄には具体的な理由・事情等を記入して、申立ての際に提出してください。  
 なお、この書類は、相手方には送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

<p>1 今回あなたがこの申立てをした「きっかけ」「動機」を書いてください。</p>									
<p>2 調停で対立すると思われることはどんなことですか。 (該当するものに、チェックしてください。複数可。)</p>	<p>申立人の収入の額</p>				<p>相手方の収入の額</p>				
		<p>「婚姻費用分担請求調停を申し立てる方へ」を参照し、収入に関する書類等を提出してください。</p>							
		<p>申立人にかかる費用の額</p>		<p>医療費</p>		<p>その他( )</p>			
		<p>相手方にかかる費用の額</p>		<p>医療費</p>		<p>その他( )</p>			
		<p>未成年者にかかる費用の額</p>		<p>大学、私立小中高校の学費</p>		<p>医療費</p>			
		<p>その他( )</p>		<p>その他( )</p>		<p>その他( )</p>			
		<p>婚姻費用の取決めの有無や内容</p>							
		<p>その他( )</p>							
<p>3 それぞれの同居している家族について記入してください(本人を含む。)</p> <p>申立人と相手方が同居中の場合は申立人欄に記入してください。</p>	<p>申立人(あなた)</p>				<p>相手方</p>				
	氏名	年齢	続柄	職業・学年	氏名	年齢	続柄	職業・学年	
<p>4 それぞれの収入はどのくらいですか。</p>	<p>月収(税込み) 約 万円</p> <p>賞与(年回)計約 万円</p> <p>実家等の援助を受けている。月 万円</p> <p>生活保護等を受けている。月 万円</p> <p>年収(税込み) 約 万円</p>				<p>月収(税込み) 約 万円</p> <p>賞与(年回)計約 万円</p> <p>実家等の援助を受けている。月 万円</p> <p>生活保護等を受けている。月 万円</p> <p>年収(税込み) 約 万円</p>				
<p>5 住居の状況について記入してください。</p>	<p>自宅(ローン月額 円)</p> <p>申立人 相手方が、ローンを支払っている。</p> <p>申立人及び当事者以外の家族所有</p> <p>賃貸(賃料月額 円)</p> <p>申立人 相手方が、賃料を支払っている。</p> <p>その他( )</p>				<p>自宅(ローン月額 円)</p> <p>申立人 相手方が、ローンを支払っている。</p> <p>申立人及び当事者以外の家族所有</p> <p>賃貸(賃料月額 円)</p> <p>申立人 相手方が、賃料を支払っている。</p> <p>その他( )</p>				

平成 年 月 日

申立人 \_\_\_\_\_ 印





平成 年（家・家イ）第

号（期日通知等にかかれた事件番号を書いてください。）

## 非開示希望申出書

（ の部分は該当箇所にチェックを付けてください。）

札幌家庭裁判所 御中

平成 年 月 日

申立人 / 相手方 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

1 次の書類について、非開示とすることを希望します。

別添の書面

平成 年 月 日付け書面

注 資料の一部について非開示を希望する場合には、その部分が分かるようにマーカーで色付けするなどして特定してください。

注 非開示を希望しても、裁判官の判断により開示がされる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

2 非開示を希望する理由は、次のとおりです（当てはまる理由にチェックを入れてください。複数でも結構です。）

事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがある。

当事者や第三者の私生活・業務の平穩を害するおそれがある。

当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある。

当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者の名誉を著しく害するおそれがある。

その他（具体的な理由を記載してください。）

---

---

---

---

## < 婚姻費用分担請求調停を申し立てる方へ >

### 1 概要

別居中の夫婦の間で、生活費（婚姻費用）の分担について話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に調停の申立てをして、婚姻費用の分担を求めることができます。また、一度決まった婚姻費用であってもその後事情の変更があった場合（収入が大きく増減した場合など）には婚姻費用の額の変更を求める調停を申し立てることができます。

調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から事情を聴いたり、書類等を提出してもらったりして、双方の収入や子に必要な費用がどのくらいあるのかといった事情を把握しながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

### 2 申立てに必要な費用

収入印紙・・・1200円

手続用の郵便切手・・・90円×1枚，80円×6枚，50円×1枚，10円×6枚 合計680円分

### 3 申立てに必要な書類

申立書 3通

申立書は、相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人（あなた）用の控えの3通を作成してください。

事情説明書 1通

連絡先等の届出書 1通

進行に関する照会回答書 1通

夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通（申立人と相手方が内縁関係の場合は不要です。）

戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

### 4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

#### (1) 必ず提出していただく書類等

次の書類は、申立て時に提出してください。

収入が分かる書類等

源泉徴収票，給与明細，確定申告書，所得証明書等

過去の婚姻費用に関する取り決めや支払状況に関する書類等

過去の合意書，公正証書，審判書，判決書，調停調書等

#### (2) その他の提出書類等

特別な費用（子の私立学校の授業料等）に関する書類等が考えられますので、必要に応じて提出してください。

事案によっては、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

#### (3) 上記(1)(2)の提出書類等の提出方法

- 婚姻費用分担請求調停事件は、当事者双方がお互いの経済状況を理解した上で話し合いを進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、A4サイズ(今お読みいただいている書面のサイズです。)に裁判所用及び相手方用としてコピーを2通を提出すると

もに、調停期日にはご自分用の控えを持参してください。

- 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所に見せる必要がないと考える部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）したものを提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）
- マスキングができない書類等については、「非開示希望申出書」に必要事項を記載し、当該書類等に申出書を添付して提出してください。相手方にその書面等を交付するか否かについては、裁判官が判断することになります。

この提出方法は、婚姻費用分担請求調停事件での取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

## 5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧（記録を見る手続）・謄写（記録をコピーする手続）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示希望申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

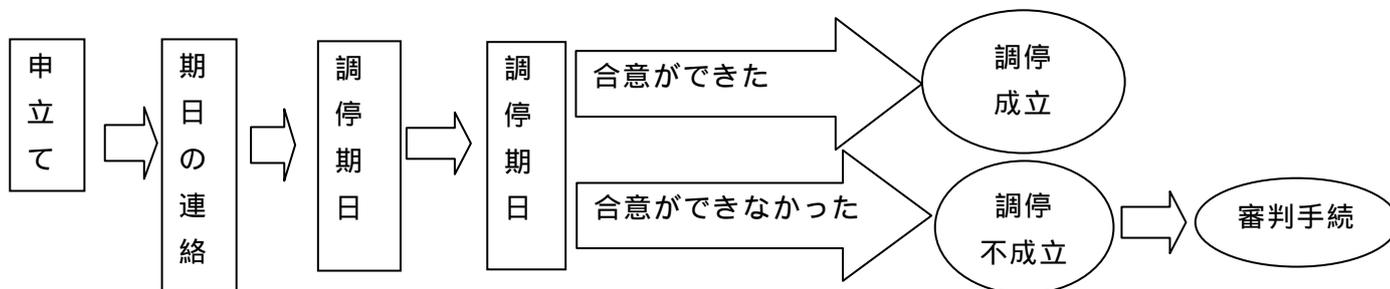
また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、除外事由がない限り許可されることとなります。

## 6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所で調停をすることができます。）。

## 7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回の調停時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくこととなります。



### 提出先（送付先）

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌家庭裁判所 家事受付係（TEL 011-221-7281）